大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出事項の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　津山イン　タ一河辺モール

所在地　津山市河辺字白坪九〇三番ほか

2　届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　末沢建設株式会社

住所　津山市押入一二一九番地七

代表者の氏名　代表取締役　末沢　由博

3　変更事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

名称　株式会社ザグザグ

（変更前）午後十時

（変更後）午後十二時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前八時三十分から午前零時三十分まで

（3）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設三

（変更前）午前九時から午前十時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

4　変更年月日

令和四年三月二十一日

二　届出年月日

令和四年三月十八日

三　縦覧の期間及び場所

1　縦覧の期間

令和四年三月二十九日から同年七月二十九日まで

2　縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課